

よくあるご質問

Q1. 最近父の物忘れがひどくなってきました。施設の入居金の支払いを準備していますが、その前にできることはありますか？



A1. いざ施設への入居金を支払うときに、認知症になってしまっていると、銀行口座が凍結されて支払えない場合もあります。事前に信頼できる子ども等に信託しておくことをお勧めします。



Q2. 現在母親が実家で一人暮らしをしています。今後のことが心配です。何か対策はありますか？



A2. 今後お母さまが認知症や病気等で長期入院されると、ご実家は空き家のまま手続きが困難となってしまいます。事前に子ども等に信託しておけば、信託された人が、売買やリフォーム等の手続きができるので、お母様の介護費用に充てることもできます。



Q3. 高齢の父はアパート経営をしています。今は元気ですが、今後アパートの管理や修繕の手続きができなくなることを心配しています。



A3. お父様が認知症や寝たきりになると、アパートの家賃管理や、修繕等の契約行為ができなくなります。父から子へ信託することで、契約日その日から、父と子で話し合いながら不動産の管理を進めることができます。



介護の時代を安心して迎えるために

家族信託に関わる様々な問題にチームで対応いたします。まずはお電話を。



一般社団法人民事信託相談センター

〒231-0063 神奈川県横浜市中区花咲町3-87 NSGビル401

0120-408-409

(受付時間 平日9:00~18:00)

E-mail : k.h@minjishintaku.org

<https://www.minjishintaku.org/>



セミナーは毎月開催しています。詳しくはHPをご覧ください。

民事信託相談センター

あんしんの 認知症・介護対策

『家族信託』

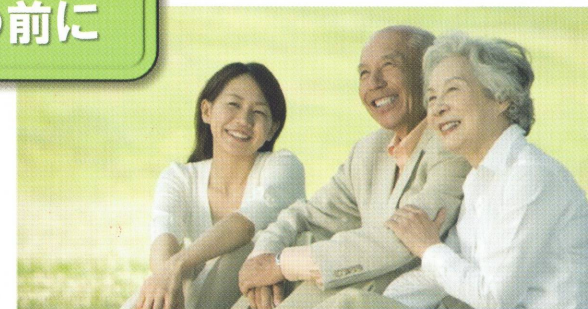
人生集大成の時
信頼できる人に財産を託す

認知症
対策

介護費用
対策

空き家
対策

後見制度
の前に



一般社団法人民事信託相談センター